

農林課が教える知って得するマメ知識 シリーズ第9回

電気さくの安全確保について

イノシシなどの被害防止のために設置された電気さくによる死傷事故が発生しました。電気さくによる感電防止のため、適切な措置を講じ、感電事故の再発を未然に防ぐため次のことを守りましょう。

電気さくとは、田畑や牧場などで、高圧の電流による電気刺激によって、野生動物の侵入や家畜の脱出を防止する「さく」のことです。

電気さくは、人に対する危険防止のために、電気事業法によって設置方法が定められています。主な基準は次のとおりです。

- ①電気さくを設置した場所には、人が見やすいように「危険」である旨の表示をすること。
- ②感電により人に危険を及ぼすおそれのないように、出力電流が制限される電気さく用電源装置であつて、次のいずれかから使用すること。

- ・電気用品安全法の適用を受ける直流電源装置（家庭のコンセントなど）
- ・蓄電池（バッテリー）、太陽電池その他これらに類する直流の電源

③電気さく用電源装置が30ボルト以上の電源から使用する場合において、人が容易に立ち入る場所に電気さくを設置する場合は、漏電遮断機を設置すること。

④電気さくに電気を供給する回路には、容易に開閉できる箇所に専用の開閉器を設置すること。

今回の死傷事故は、安全装置がなく自作された電気さくの設置により起きた事故です。漏電遮断機や専用の開閉器（スイッチ）は当然のこと、電気事業法に基づく安全な電気さく利用を心がけましょう。

◎問い合わせ先

役場農林課農政係
☎(88) 5670 [直通]

